

自治基本条例改正条文（素案）に対する各区との意見交換

○区のまちづくりの範囲をはっきりと示してほしい。

⇒第 35 条から、区のまちづくりとは、区民及び区長等が区役所を拠点として、身近な地域の特性や課題を踏まえたまちづくりを協働して行うものとして読み取れる。解説にも詳しく記載。

○区のまちづくりは区の職員のみではやれるものではない。

⇒区のまちづくりに関わる職員とは、区役所の職員のみを表すものではなく、区のまちづくりは、区役所以外の職員も協力・連携しながらすすめていくものであることを、解説に明記。

○区民主体でまちづくりをやることをはっきり表現してほしい。

⇒区民と区長等が協働して行うことを明記。

○組織体制に人事体制は含まれるか

⇒自治基本条例第 15 条及び第 17 条より、組織体制に人事体制は含まれないため、「組織体制及び人事体制」という表現に変更